

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年7月31日(2023.7.31)

【公開番号】特開2022-29972(P2022-29972A)

【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-030

【出願番号】特願2020-133613(P2020-133613)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 312 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月21日(2023.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域を有する遊技盤が設けられた第1枠部と、

前記第1枠部の正面側に位置する第2枠部と、

前記第2枠部の上部に設けられた装飾部と、

前記遊技盤に取り付けられ、遊技球を前記遊技領域まで案内可能なレールと、

前記レールに設けられ、当該レールの前記遊技盤への取り付け位置を案内可能な案内部と、

前記遊技領域の上部に設けられ、当該遊技領域のうちの右側に相当する特定遊技領域へ遊技球を誘導可能な誘導通路と、

前記誘導通路を構成し、前記遊技領域の外周側に位置する外側通路面と、

遊技者に有利な特別遊技の実行の可否を決定可能な決定手段と、

前記決定の結果に対応付けられた図柄を決定可能な図柄決定手段と、

前記図柄の変動表示の態様を定めた複数の変動パターンのうちのいずれかに基づいて、前記図柄の変動表示を実行可能な図柄表示手段と、

相対的に前記遊技領域に設けられた進入領域へ遊技球が進入し難い非時短遊技状態、及び、相対的に前記進入領域へ遊技球が進入し易い時短遊技状態を含む複数の遊技状態のいずれかを設定可能な設定手段と、を備え、

前記設定手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態を設定可能であるとともに、前記特別遊技の実行を介することなく前記時短遊技状態を設定可能であり、

前記図柄表示手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態が設定された場合、及び、前記特別遊技の実行を介することなく前記時短遊技状態が設定された場合はいずれも、各時短遊技状態に応じた変動パターンに基づいて前記図柄の変動表示を実行可能であり、

前記遊技盤の盤面に対して直交する方向に延びる仮想線のうち、前記外側通路面の最上端を通る仮想線を第1基準線とし、

前記第1基準線と直交し上下方向に延びる仮想鉛直線が、前記装飾部の下面における最も背面側と交わる位置を第1基準位置とし、

前記仮想鉛直線が、前記装飾部の下面における最下端と交わる位置を第2基準位置とすると、

30

40

50

前記第1基準位置は前記第1基準線よりも下方に位置し、かつ前記第1基準線から前記第1基準位置までの距離が遊技球の直径以下であり、

前記第2基準位置は前記第1基準線よりも下方に位置し、かつ前記第1基準線から前記第2基準位置までの距離が遊技球の直径以上であることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技球が流下する遊技領域を有する遊技盤と、

前記遊技盤に取り付けられ、遊技球を前記遊技領域まで案内可能なレールと、

前記レールに設けられ、当該レールの前記遊技盤への取り付け位置を案内可能な案内部と、

遊技者に有利な特別遊技の実行の可否を決定可能な決定手段と、

10

前記決定の結果に対応付けられた図柄を決定可能な図柄決定手段と、

前記図柄の変動表示の態様を定めた複数の変動パターンのうちのいずれかに基づいて、前記図柄の変動表示を実行可能な図柄表示手段と、

相対的に前記遊技領域に設けられた進入領域へ遊技球が進入し難い非時短遊技状態、及び、相対的に前記進入領域へ遊技球が進入し易い時短遊技状態を含む複数の遊技状態のいずれかを設定可能な設定手段と、を備え、

前記設定手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態を設定可能であるとともに、前記特別遊技の実行を介することなく前記時短遊技状態を設定可能であり、

20

前記図柄表示手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態が設定された場合、及び、前記特別遊技の実行を介することなく前記時短遊技状態が設定された場合はいずれも、各時短遊技状態に応じた変動パターンに基づいて前記図柄の変動表示を実行可能であり、

前記案内部は、少なくとも、前記レールの始端から、前記レールの始端から終端までのうち最も左端に位置する左端部までの第1の範囲、及び、前記左端部から、前記レールの始端から終端までのうち最も上端に位置する上端部までの第2の範囲のいずれか一方に設けられているものの、前記上端部から前記終端までの第3の範囲に設けられていないことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機によれば、従来の遊技機のように特別遊技を実行する旨の決定（大当たりの当選）や特別遊技の実行を介することなくとも時短遊技状態を設定することができるため、自由度の高い遊技仕様の設計が可能となり、遊技者の興趣を高めることができ斬新な遊技性を付与可能となる。

また、特別遊技の実行を介して時短遊技状態が設定された場合、及び、特別遊技の実行を介することなく時短遊技状態が設定された場合のいずれであっても、各時短遊技状態に応じた変動パターンに基づいて図柄の変動表示が実行されるようになっている。したがって、時短遊技状態ごとにバリエーションに富んだ図柄の変動表示やこれに伴う変動演出等を実行できるため、遊技者の興趣を高めることができる。

40

さらに、遊技球を遊技領域まで案内可能なレールに設けられ、当該レールの遊技盤への取り付け位置を案内可能な案内部は、少なくとも、レールの始端から左端部までの第1の範囲及びレールの左端部から上端部までの第2の範囲のいずれか一方には設けられているものの、レールの上端部から終端までの第3の範囲には設けられないようになっている。これにより、レールのうち、発射された遊技球から受ける衝撃が大きい始端側については、レールを遊技盤に確実に取り付けることができ、レールが取り付け位置からずれる、振動する等により、遊技球を発射強度通りの位置まで案内できず、設計値通りに出玉を発生させることができないといった事態を防止することができるとともに、レールのうち、発

50

射された遊技球から受ける衝撃が小さい終端側については、案内部が設けられないことから、遊技盤への取り付けが容易となる。

また、本発明に係る遊技機は、遊技球が流下する遊技領域を有する遊技盤が設けられた第1枠部と、前記第1枠部の正面側に位置する第2枠部と、前記第2枠部の上部に設けられた装飾部と、前記遊技盤に取り付けられ、遊技球を前記遊技領域まで案内可能なレールと、前記レールに設けられ、当該レールの前記遊技盤への取り付け位置を案内可能な案内部と、前記遊技領域の上部に設けられ、当該遊技領域のうちの右側に相当する特定遊技領域へ遊技球を誘導可能な誘導通路と、前記誘導通路を構成し、前記遊技領域の外周側に位置する外側通路面と、遊技者に有利な特別遊技の実行の可否を決定可能な決定手段と、前記決定の結果に対応付けられた図柄を決定可能な図柄決定手段と、前記図柄の変動表示の様子を定めた複数の変動パターンのうちのいずれかに基づいて、前記図柄の変動表示を実行可能な図柄表示手段と、相対的に前記遊技領域に設けられた進入領域へ遊技球が進入し難い非時短遊技状態、及び、相対的に前記進入領域へ遊技球が進入し易い時短遊技状態を含む複数の遊技状態のいずれかを設定可能な設定手段と、を備え、前記設定手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態を設定可能であるとともに、前記特別遊技の実行を介することなく前記時短遊技状態を設定可能であり、前記図柄表示手段は、前記特別遊技の実行を介して前記時短遊技状態が設定された場合、及び、前記特別遊技の実行を介すことなく前記時短遊技状態が設定された場合はいずれも、各時短遊技状態に応じた変動パターンに基づいて前記図柄の変動表示を実行可能であり、前記遊技盤の盤面に対して直交する方向に延びる仮想線のうち、前記外側通路面の最上端を通る仮想線を第1基準線とし、前記第1基準線と直交し上下方向に延びる仮想鉛直線が、前記装飾部の下面における最も背面側と交わる位置を第1基準位置とし、前記仮想鉛直線が、前記装飾部の下面における最下端と交わる位置を第2基準位置とすると、前記第1基準位置は前記第1基準線よりも下方に位置し、かつ前記第1基準線から前記第1基準位置までの距離が遊技球の直径以下であり、前記第2基準位置は前記第1基準線よりも下方に位置し、かつ前記第1基準線から前記第2基準位置までの距離が遊技球の直径以上であるようにしてもよい。

10

20

30

40

50